

## 必要書類

借入申込に際し、借入申込書一式の他に、次の書類が必要となります。

- 世帯の状況がわかる書類(世帯全員の住民票など)
- 借入申込者の本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)
- 生計を維持していたことが確認できる書類(給与明細、源泉徴収票、通帳の写しなど)
- 税金の納付状況がわかる書類
- 債務の状況がわかる書類
- 住居確保給付金に関する書類
- 世帯の自立に向けての取り組みがわかる書類
- 借入に必要な額の根拠がわかる書類
- 連帯保証人の資力が確認できる書類(給与明細、源泉徴収票、通帳の写しなど)
- その他、社会福祉協議会が必要とする書類

※なお、相談内容によっては、申込後に追加の書類提出を求めることがありますのでご了承ください。

## 生活困窮者自立支援法について

平成27年4月1日から、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)が施行され、生活困窮者自立支援制度による相談支援と生活福祉資金貸付制度が、連携を図りながら対応することで、両制度がともに、より効果的、効率的に機能することが期待されています。

総合支援資金については、原則として自立相談支援事業を利用することが貸付の要件となります。

生活困窮者自立支援制度の相談窓口については、愛知県のホームページに掲載されています。

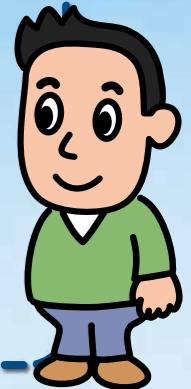
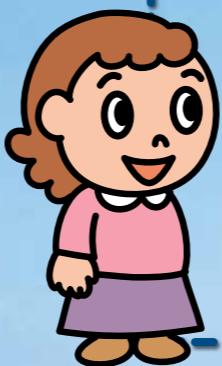
愛知県ホームページ [www.pref.aichi.jp](http://www.pref.aichi.jp) より

このリーフレットは貸付条件の全てを記載したものではありません。  
詳細につきましてはお住まいの市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。



# 生活福祉資金

# 総合支援資金の ご案内



失業等による日常生活上の困難や生活の立て直しのために、  
一時的な資金を貸付することで解決・自立できる世帯に貸し付けをします。

## 貸付対象

次の要件の全てに該当する世帯が対象となります。

- ①低所得世帯であって、生計中心者の失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- ②現に住居を有していること(または生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること)
- ③生活保護、失業等給付、職業訓練受講給付金、年金等の他の公的給付・貸付を受けられない世帯であること
- ④資金の借入を希望される方の本人確認が可能であること
- ⑤原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から借入後の継続的な支援を受けることに同意していること
- ⑥実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることができられ、償還を見込まれること
- ⑦健康で就労可能な方であり、新たに仕事に就くための求職活動等を行っていること

※貸付制度ですので自立・償還が見込めないと判断される場合には貸付できません。  
※貸付にあたっては、一定の条件があり、審査により貸付できない場合があります。

# お住まいの市区町村の社会福祉協議会に ご相談ください。

## 生活支援費

生活再建するまでの間に必要な生活費用

- 貸付限度額：単身世帯 月額15万円以内  
2人以上 月額20万円以内
- 貸付期間：原則3ヶ月以内  
(延長により最長12ヶ月まで)



## 住宅入居費

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

- 貸付限度額：40万円以内



## 留意事項

- 貸付にあたっては審査があります。
- 申請書や添付書類等の記載事項の内容に事実と相違がある場合や貸付の目的を達成する見込みがなく償還困難であると判断した場合には貸付を行いません。
- 審査内容等についてはお答えできません。
- 審査等を行う上で必要な範囲に限り、関係機関や関係者に対して、個人情報を照会することや提供することがあります。
- 他の債務の返済や借り換え目的の貸付はできません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員であるものが属する世帯は借入申込ができません。
- 住居確保給付金の支給要件を満たしている場合は、住居確保給付金を利用させていただきます。
- 借入金を目的外に使用したときや不正な手段により貸付を受けた場合、貸付金の一括償還や貸付の停止を行います。

## 一時生活再建費

生活を再建するために、一時的に日常生活費で賄えない費用

- 貸付内容
  - ①失業等による場合に、新たに就業するために必要な支度費、技能習得費等
  - ②現在住居している住宅の家賃が高い等、生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用等
  - ③住居確保給付金を併せて申請している場合の家具什器費等
  - ④公共料金等を滞納している場合であって、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合の支払いに必要な経費
  - ⑤債務整理を行う場合に必要な費用
- ※家計相談支援機関および専門機関と連携を図り、自己破産によらない方法で債務整理をする場合で貸付金の償還が見込まれる場合  
債務整理のための弁護士費用については、法テラスの支援が優先します。

- 貸付限度額：60万円以内



## 連帯保証人・貸付利子等

### 連帯保証人

原則として1名(ただし連帯保証人がいない場合でも申し込みできます。)

### 貸付利率

連帯保証人あり……無利子  
連帯保証人なし……年1.5%  
延滞利子…………年5%

### 貸付金の償還

据置期間(6ヶ月以内)終了後、10年以内

